

東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各地方農政局長  
沖縄総合事務局長、北海道知事  
独立行政法人農畜産業振興機構理事長  
全国農業協同組合連合会代表理事理事長

} 殿

農林水産省生産局長

### 「野菜の産地強化計画の策定について」の一部改正について

野菜産地においては、担い手を中心とした競争力ある生産供給体制の確立のため、野菜生産の構造改革に取り組んでいるところであるが、産地の高齢化が進展する中、将来においても安定的な野菜の生産及び供給を確保するためには、現在担い手足り得る生産者の中でも、特に将来においても安定的かつ継続的に野菜の生産を行うことが見込まれる者（以下「安定的・継続的生産者」という。）を育成し、このような者を中心とした産地を重点的に支援し、育成していく必要がある。

このため、認定農業者及びこれに準ずる者として都道府県知事が特に認める者を安定的・継続的生産者として産地強化計画に位置付け、産地の全作付面積に占めるこれらの者の作付面積の割合を重点的に支援する産地を選定するまでの指標として用いることとし、野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知。以下「策定について」という。）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、産地強化計画の策定又は変更につき適切な御指導をお願いする。

なお、経過措置として、指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第5の1の価格差補給交付金等の交付に係る交付予約を行おうとする登録出荷団体に対し当該予約に係る野菜の出荷の委託を行おうとする産地（以下「交付予約の申込みを行おうとする産地」という。）以外の産地に係る産地強化計画にあっては、策定について第2及び第7の規定の適用については、当分の間、従前の例によること等を定めたので、御了知願いたい。

また、平成19年度から、指定野菜価格安定対策事業実施要領第1に規定する指定野菜価格安定対策事業においても、安定的・継続的生産者を中心とする競争力の高い生産供給体制の確立を目指す産地に対して重点的に支援する仕組みを導入することとしているところであるので、交付予約の申込みを行おうとする産地については、秋冬～冬春もの等（平成19年8月31日が交付予約申込期限である野菜をいう。）を生産する場合には平成19年7月10日までに、その他の場合には同年12月31日までに、この通知による改正後の策定についてに基づき産地強化計画の策定又は変更の認定を完了するよう御指導願いたい。